

〔備考〕

- 1 「外国語要約書」は、第25条の2及び特許法第36条第7項に規定するところに従い記載する。
- 2 「【書類名】外国語要約書」は、日本語で記載する。
- 3 外国語要約書は、日本語に翻訳した場合に400字以内となるように簡潔に記載する。
- 4 その他は、様式第31の備考と同様とする。

(6) オンラインにより手続をする場合について

オンラインによる手続により外国語書面出願を行う場合、外国語明細書、外国語特許請求の範囲、外国語図面及び外国語要約書についてはイメージデータで記録することができます。ただし、「【書類名】外国語特許請求の範囲」、「【書類名】外国語明細書」、「【書類名】外国語図面」及び「【書類名】外国語要約書」の欄は、コードデータ（テキストデータ）により記録しなければなりません。また、外国語明細書、外国語特許請求の範囲、外国語図面及び外国語要約書をPDFファイルで添付することも可能です。

(7) 出願の分割等を外国語書面出願により行う場合の願書の「【特記事項】」の欄の記載について

出願の分割を外国語書面出願により行う場合は、願書の「【特記事項】」の欄に「特許法第36条の2第1項の規定による特許出願」と記載し、次に行を改めて「特許法第44条第1項の規定による特許出願」と続けて記載します。また、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願若しくは発明の新規性喪失の例外の適用を受けようとする出願についても以下の記載例にならい「特許法第36条の2第1項の規定による特許出願」と記載し、次に行を改めて必要な事項を記載します。

(記載例)

【書類名】	特許願
【整理番号】	P 0 0 0 0 0 6 3 - 2
【特記事項】	特許法第36条の2第1項の規定による特許出願 特許法第44条第1項の規定による特許出願
(【提出日】	平成○年○月○日)
【あて先】	特許庁長官 殿